破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０号
福島県西白河郡矢吹町新町272番地７
債務者　簗田　時美
１　決定年月日時　平成29年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
山梨県笛吹市石和町松本416番地14　３号棟、前住所山梨県笛吹市石和町松本238番地１　メゾンサンブランチ301号
債務者　三枝　仁美
１　決定年月日時　平成29年５月25日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
三重県名張市梅が丘北３番町101番地
債務者　鈴木　佳美
１　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第４６号
三重県四日市市浜旭町14番地
債務者　小塚　昌司
１　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
三重県四日市市大字末永1059番地１　プロミネント四日市703、前住所北海道野付郡別海町別海常盤町245番地73
債務者　東條　直美（旧姓齊藤）
１　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
三重県桑名市藤が丘７丁目901番地　ルネハウスＣ101号
債務者　宮下　奈奈
１　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
三重県桑名市大字東野35番地　ピースフルハイツ202号、前住所愛知県名古屋市西区枇杷島５丁目８番26号
債務者　竹田　　忍
１　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
三重県四日市市日永西１丁目29番35号　タウニー黒宮Ａ―201
債務者　長﨑　和矢
１　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
三重県員弁郡東員町笹尾西２丁目33番８
債務者　岩田美千代
１　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第４６１号
京都市伏見区羽束師鴨川町349番地８
債務者　中村　泰州
１　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
兵庫県尼崎市西本町１丁目29番地の２
債務者　碇　ひとみ
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６０号
兵庫県西宮市甲子園浦風町１番10号
債務者　柴本　　寛
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６１号
兵庫県西宮市甲子園浦風町１番10号
債務者　柴本　綾子
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６７号
兵庫県尼崎市食満７丁目１番10号301
債務者　岸本　悦治
１　決定年月日時　平成29年５月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５号
奈良市富雄北１丁目15番30―102号
債務者　山口　和之
１　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５２号
奈良県桜井市大字西之宮199番地の１　３―12
債務者　宮本みどり
１　決定年月日時　平成29年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１５号
鳥取県倉吉市東巌城町36番地１　アバンツァートⅠ・203号
債務者　森本　　博
１　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部